

令和2年9月

組合員の皆様へ

〒062-0931

札幌市豊平区平岸1条8丁目5-12

北海道薬剤師国民健康保険組合

TEL. 011-812-1161

FAX.011-812-1162

令和2年度保険料確定について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から組合の事業運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

8月29日に令和2年度第4回理事会を開催し、今年度の医療分所得割料率を現在の 1,000分の65 から 1,000分の66 へ裏面の通り変更することを決定いたしました。

医療費は、医療技術の高度化や高額薬剤の認可、高齢化に伴い増額傾向、それに反して平成27年度のプログラム法の成立により28年度から毎年、国保組合の国庫補助金は削減されております。この度、令和2年度の料率を決定するにあたり歳入歳出の見込額を算出しましたところ国への国庫補助金の返還金が1,700万円あり単年度の収入では返還できず、今回保険料改定で、250万円ほど補填させていただき、残りは前年度からの繰越金を使って返還いたします。

組合員の皆様にはコロナウイルス渦中にあり不安定な状況下にあると思いますが来年度も保険料の改定を含め、事業運営の見直し、経費削減及び財政の健全化を目指して参りますので何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

令和2年度保険料確定のお知らせを同封いたします。ご不明な点等がございましたらお手数をお掛けいたしますがご連絡をお願いいたします。

【医療分所得割料率改定】

現 行	改 正
1,000分の65	1,000分の66

※ 10月分保険料増額例(等級変更がない場合)

等級	月増額	調整額	4～9月までの差額分
1	50	400	700
21	200	200	1,400
44	750	400	4,900

4～9月分までの差額分＝月増額×6ヶ月(4～9月暫定分)＋調整額

(調整額:年1回10月に50円未満の端数分を調整)

医療分保険料(月額)＝所得割分＋平等割(一世帯)3,500円＋均等割(一人当り)500円

(新保険料算定表は裏面をご覧ください)

